

第20号議案

加東市コミュニティセンター東条会館条例の一部を改正する条例制定の件

加東市コミュニティセンター東条会館条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和5年3月1日提出

加東市長 岩 根 正

加東市条例第 号

加東市コミュニティセンター東条会館条例の一部を改正する条例

加東市コミュニティセンター東条会館条例（平成18年加東市条例第145号）の一部を次のように改正する。

次の表により、次の各号に掲げるとおり改正する。

- (1) 改正前の欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。
- (2) 改正後の欄に掲げる規定の下線を付した部分で、改正前の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。
- (3) 改正前の欄及び改正後の欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあっては、その標記部分に係る記載）に下線を付した規定（以下「対象規定」という。）で、その標記部分が異なるものは、改正前の欄に掲げる対象規定を改正後の欄に掲げる対象規定として移動する。

改 正 前	改 正 後
(名称及び位置)	(名称及び位置)

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 位置 加東市天神625番地

[新設]

第3条～第5条 [略]

第2条 コミュニティセンターの名称及び位置は、次のとおりとする。

(1) [略]

(2) 位置 加東市掬鹿谷56番地

(施設)

第3条 コミュニティセンターに次の施設を置く。

(1) 事務室

(2) 和室

(3) 広間

(4) 会議室

(5) 調理室

(6) 貸教室1

(7) 貸教室2

(8) 貸教室3

(9) 貸教室4

(10) 多目的室

(11) その他必要な施設

第4条～第6条 [略]

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第20号議案 要旨

加東市コミュニティセンター東条会館条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

東条地域小学校閉校後活用方針により、旧東条東小学校の跡地利用として加東市コミュニティセンター東条会館（以下「コミュニティセンター」という。）を移転することに伴い、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) コミュニティセンターの位置を犄鹿谷56番地に改めること。（第2条関係）
- (2) コミュニティセンターに置く施設を定めること。（第3条関係）

3 施行期日 令和5年4月1日



